

京都労働局発表
平成22年7月30日(金)
午前10:00 解禁

府政・経済記者クラブ同時資料配付

担当 京都労働局職業安定部
職業安定課長 奥村 誠治
地方労働市場情報官 山田 剛
電話 075-241-3268

平成22年6月分の京都府内の主要雇用指標とトピックス

- 有効求人倍率は0.56倍で前月と比べ0.02ポイント上昇 -

1 主要雇用指標 (資料1)

平成22年6月の有効求人倍率(季節調整値)は0.56倍と前月より0.02ポイント上昇した。新規求人倍率は(季節調整値)0.93倍と前月より0.03ポイント低下した。

有効求人倍率	0.56倍(季節調整値)前月と比べ0.02ポイント上昇 前年同月0.51倍、前月0.54倍
有効求人数	31,967人(原数値)前年同月に比べ6.2%増加 前年同月30,109人、前月31,564人
	有効求職者数
新規求人倍率	0.93倍(季節調整値)前月と比べ0.03ポイント低下 前年同月0.88倍、前月0.96倍
新規求人数	12,869人(原数値)前年同月に比べ5.0%増加 前年同月12,262人、前月12,512人
	新規求職者数

(参考) 全国と近畿の有効求人倍率

全国の有効求人倍率 0.52倍(季節調整値)前月と比べ0.02ポイント上昇
前年同月0.45倍、前月0.50倍

近畿の有効求人倍率 ()内は前月差

京都府	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿計
0.56	0.53	0.51	0.50	0.54	0.56	0.52
(0.02)	(0.05)	(0.01)	(0.02)	(0.02)	(0.03)	(0.02)

2 トピックス

求人等に占める正社員分の状況 (資料2)

常用フルタイム有効求職者1人当たりの正社員有効求人数(「正社員有効求人倍率」)は、0.33倍となり、前月と比べ0.02ポイント上昇した。

- ・正社員有効求人倍率 0.33倍 前年同月比0.03ポイント上昇
- ・正社員の有効求人数 14,401人 前年同月比4.7%上昇
- ・有効求人に占める正社員の比率 45.0% 前年同月比0.7ポイント低下

3 トピックス

平成21年度新規高等学校卒業者の就職等の状況について(平成22年6月末日時点)

京都府内における平成21年度新規高等学校卒業者の6月末日時点の就職決定率は、98.1%となり、前年同月比を0.9ポイント上回りました。

	平成22年3月卒	平成21年3月卒	前年同月比(差)
求人数	2,900人	4,367人	33.6%
求職者数()	1,703人	1,979人	13.9%
就職決定者数()	1,671人	1,924人	13.1%
求人倍率	1.70倍	2.21倍	0.51ポイント
就職決定率	98.1%	97.2%	0.9ポイント

() 求職者数は、学校又は安定所の紹介を希望する者
就職決定者数は、学校又は安定所の紹介によるもの

(参 考) 各年6月末時点

	求人数 (人)	求職者数 (人)	就職決定者数 (人)	求人倍率 (倍)	就職決定率 (%)
平成22年3月卒	2,900	1,703	1,671	1.70	98.1
平成21年3月卒	4,367	1,979	1,924	2.21	97.2
平成20年3月卒	4,609	2,000	1,976	2.30	98.8
平成19年3月卒	4,235	2,039	2,007	2.08	98.4
平成18年3月卒	3,826	1,966	1,942	1.95	98.8

4 トピックス

マザーズコーナー（ハローワーク京都七条）の新設について

就職を希望する子育て女性等に対して予約制や担当制によるきめ細かな職業相談、職業紹介などの就職支援サービスを提供するマザーズコーナーを新設します。

なお、京都府が設置予定のマザーズジョブカフェにおいて、様々な支援機能をもつ関係機関が集中し連携を強化することにより、より効果的な施策の運用が期待されることから、ハローワーク以外の施設（京都テルサ）に開設するものです。

（１）設置公共職業安定所

京都七条公共職業安定所

（２）設置場所

京都テルサ（京都府民総合交流プラザ）
京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階

（３）開設日

平成22年8月9日（月）

（４）開庁時間

平日・土曜日 9時～17時

（５）電話（075）- 662 - 8609

FAX（075）- 662 - 8610

5 トピックス（厚生労働省からのお知らせ）（資料3）

「就職安定資金融資制度」の廃止等について

- ・平成22年9月末でハローワークにおける新規融資の申請受付を終了し、制度を廃止します。

雇用調整助成金に係る不正受給防止対策の強化【第2弾】について

- 1 実地調査の強化
- 2 効果的な立入検査の徹底

主要雇用指標の推移

資料1 - 1

	有効求人倍率 (季節調整値)	有効求人数 (原数値)	有効求職者数 (原数値)	新規求人倍率 (季節調整値)	新規求人数 (原数値)	新規求職者数 (原数値)
平成21年 6月	0.51	30,109	66,146	0.88	12,262	15,152
平成21年 7月	0.50	30,011	64,875	0.86	13,289	14,170
平成21年 8月	0.48	29,094	63,567	0.83	11,497	13,297
平成21年 9月	0.48	30,715	62,976	0.86	12,403	14,059
平成21年 10月	0.48	32,317	63,433	0.85	14,472	15,143
平成21年 11月	0.49	32,287	60,456	0.88	12,806	12,053
平成21年 12月	0.48	30,012	56,091	0.81	10,773	10,339
平成22年 1月	0.52	32,296	57,267	0.96	14,880	15,876
平成22年 2月	0.53	34,042	59,301	0.89	13,513	14,910
平成22年 3月	0.54	36,147	64,734	0.93	14,823	17,571
平成22年 4月	0.52	33,246	68,484	0.97	13,673	19,663
平成22年 5月	0.54	31,564	66,153	0.96	12,512	14,089
平成22年 6月	0.56	31,967	64,645	0.93	12,869	14,606
前年同月差(比)	0.05	6.2	2.3	0.05	5.0	3.6
前月差(比)	0.02	1.3	2.3	0.03	2.9	3.7

注1) 平成21年12月以前の有効求人倍率と新規求人倍率の季節調整値については、季節調整替えにより公表値とは異なる場合があります。

注2) 「季節調整替え」とは、最新一年間で新たに得られた数値を過去のデータ系列に加えた上で、季節変動要素の見直しを行い、過去の季節調整値を再計算することをいいます。

京都府内の公共職業安定所別有効求人倍率の状況

(パートタイムを含む原数値)

		有効求人倍率	有効求職者数 (人)	有効求人数 (人)
京都西陣	平成22年6月	0.53	22,546	11,926
	平成21年6月	0.53	22,576	12,008
	前年差(比)	0.00	0.1	0.7
京都七条	平成22年6月	0.58	15,264	8,878
	平成21年6月	0.51	15,554	7,992
	前年差(比)	0.07	1.9	11.1
伏見	平成22年6月	0.40	8,075	3,259
	平成21年6月	0.35	8,548	3,005
	前年差(比)	0.05	5.5	8.5
宇治	平成22年6月	0.47	6,234	2,944
	平成21年6月	0.40	6,556	2,597
	前年差(比)	0.07	4.9	13.4
京都田辺	平成22年6月	0.22	4,594	1,007
	平成21年6月	0.23	4,380	1,011
	前年差(比)	0.01	4.9	0.4
福知山	平成22年6月	0.53	3,478	1,843
	平成21年6月	0.39	3,925	1,519
	前年差(比)	0.14	11.4	21.3
舞鶴	平成22年6月	0.46	2,255	1,031
	平成21年6月	0.46	2,211	1,024
	前年差(比)	0.00	2.0	0.7
峰山	平成22年6月	0.49	2,199	1,079
	平成21年6月	0.40	2,396	953
	前年差(比)	0.09	8.2	13.2
出張所分を含む				
合計	平成22年6月	0.56	64,645	31,967
	平成21年6月	0.51	66,146	30,109
	前年比〔比〕	0.05	2.3	6.2

合計欄の有効求人倍率は季節調整値

正社員の職業紹介状況（京 都）

年 月	全体の有効 求人倍率 (季調値)	有効求人 (原数値)	有効求職 (原数値)	正社員				
				有効求人倍率	有効求人	正社員比率	有効求職	正社員比率
21年 6月	0.51	30,109	66,146	0.30	13,755	45.7	45,771	69.2
21年 7月	0.50	30,011	64,875	0.30	13,548	45.1	45,533	70.2
21年 8月	0.48	29,094	63,567	0.30	13,419	46.1	44,644	70.2
21年 9月	0.48	30,715	62,976	0.31	13,753	44.8	43,919	69.7
21年10月	0.48	32,317	63,433	0.31	13,809	42.7	44,176	69.6
21年11月	0.49	32,287	60,456	0.33	13,961	43.2	42,307	70.0
21年12月	0.48	30,012	56,091	0.33	13,300	44.3	39,781	70.9
22年 1月	0.52	32,296	57,267	0.35	14,026	43.4	40,640	71.0
22年 2月	0.53	34,042	59,301	0.35	14,577	42.8	41,954	70.7
22年 3月	0.54	36,147	64,734	0.33	14,906	41.2	45,518	70.3
22年 4月	0.52	33,246	68,484	0.31	14,548	43.8	47,365	69.2
22年 5月	0.54	31,564	66,153	0.31	14,170	44.9	45,182	68.3
22年 6月	0.56	31,967	64,645	0.33	14,401	45.0	43,844	67.8

平成22年7月1日
職業安定局雇用開発課就労支援室
室長 川村 徹宏
室長補佐 下角 圭司
(代表電話) 03-5253-1111(内線5790)
(直通) 03-3502-6776

報道関係者各位

就職安定資金融資制度の廃止等について

1. 事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した方に対して、住居入居初期費用等の貸付を行う就職安定資金融資制度については、住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、直近では融資件数が一月当たり100件を下回るなど(一都道府県当たり1~2件)、利用実績が著しく減少しており、この減少傾向は続く見込みです。
2. 一方、制度の不正利用の件数は減少しているものの、離職事実や入居住宅を偽装し、貸付金を詐取る組織的かつ悪質な事案も含め、不正事案が今なお発生しています(別紙1参照)。
3. 本融資制度については、住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、利用件数が著しく減少していること等を勘案し、本年9月末を以てハローワークにおける新規融資の申請受付を終了し、制度を廃止することとします。
4. なお、依然として、悪質な不正利用が発生しているため、制度廃止までの間、ハローワークにおける離職や入居住宅等の事実関係の確認の徹底、申請に係る事業所情報・住居情報の一括管理、警察への積極的な情報照会の実施等の不正利用防止対策の強化を併せて実施します(融資実施分については、制度廃止後においても必要な確認等の不正利用防止対策を実施)。(別紙2参照)

一 制度の現状

1 制度の利用状況

就職安定資金融資制度は、平成20年12月に創設されましたが、とりわけ平成21年前半において、いわゆるリーマンショックに端を発する世界的金融恐慌に伴い、解雇や雇止めにより社宅や社員寮からの退去を余儀なくされた非正規労働者の住居の確保に利用され、平成21年1月から6月までの融資件数は、一月平均約1,500件でした(ピーク時の平成21年2月は2,274件)。

しかし、その後の解雇や雇止めの減少、平成21年10月の住宅手当及び総合支援資金貸付の創設に伴い、直近では一月当たりの融資件数が全国で100件を下回るなど、著しく利用実績が減少し、この減少傾向は続く見込みです。(本年5月の融資件数は、全国で74件、一都道府県当たり1~2件となっています。)

2 悪用事例の概要

本年4月末までに貸付決定を行った約11,524件のうち、全国13労働金庫が悪用事例として把握した事例365件(貸付全体の3.2%)について、社団法人全国労働金庫協会及び各労働金庫の協力を得るほか、ハローワークが把握する情報に基づき、発生時期、態

様等を調査しました。(別紙1参照)

(1)発生時期

悪用事例について、発生時期別に見ると、制度創設から昨年3月末までに貸付決定されたものが全体の37%、4月～6月分が40%、7月～9月分が10%、10月～12月分が11%、今年1月～4月分が2%となっています。

(2)悪用事例の態様

悪用事例の態様を見ると、詐取を目的としたものが約41%、その他(転居先を知らせないまま行方不明となった者など)が約59%。

詐取を目的としたもののうち、暴力団の関与が確認できたものが約9%、それ以外の組織的・集団的なものが約89%、その他のものが約2%となっています。

(3)詐取の手法と発覚の経路

利用者が事業所及び不動産媒介業者と共謀し、ハローワークに提出する「離職・住居喪失証明書」及び「入居予定住宅に関する状況通知書」を偽造することにより、離職及び入居住宅に関する事実を偽装し、貸付金を詐取するものが多い状況です。

また、こうした悪質な事例は、組織的であり、同一の事業所、同一の不動産媒介業者が絡んだ複数人の申請事案が見られます。

発覚の経路としては、ハローワークの確認によるものが8%、警察の捜査によるものが21%、労働金庫の確認によるものが67%、その他・不明が4%となっています。

二 制度の廃止等

就職安定資金融資制度については、住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、利用件数が著しく減少していること等を勘案し、本年9月末でハローワークにおける新規融資の申請受付を終了し、制度を廃止します。

また、制度の不正利用に対しては、逐次、不正防止対策を実施してきましたが、不正利用件数は減少しているものの、依然として、悪質な不正利用が発生しているため、制度廃止までの間、不正利用未然防止のための注意喚起、ハローワークにおける離職事実・退去住居・入居住居の確認の徹底、申請に係る事業所情報・住居情報の一括管理による監視体制の強化、警察への情報照会の確実な実施等の不正利用防止対策の強化を実施します。なお、融資実施分については、制度廃止後においても必要な確認等の不正利用防止対策を実施します。

(別紙2参照)

- [別紙1\(PDF:173KB\)](#)
- [別紙2\(PDF:124KB\)](#)

平成22年6月30日(7月14日訂正版)

職業安定局雇用開発課

課長 水野 知親

課長補佐 横田 喜美子

(電話代表) 03(5253)1111

(内線 5694)

(直通電話) 03(3502)1718

雇用調整助成金に係る不正受給防止対策の強化【第2弾】について

【不正受給防止対策の概要】

多くの事業主の皆様にご利用いただいている雇用調整助成金について、平成22年3月30日に不正受給防止対策の強化について記者発表しましたが、より一層の適正な支給に向けて、新たな不正受給防止対策に取り組むこととします。

多くの事業主の皆様にご利用いただいている雇用調整助成金については、これまで不正受給防止対策の強化に取り組んできたところですが、一部に不正な受給も見られる(※)ことから、より一層の適正な支給に向けて、以下のような不正受給防止対策に新たにに取り組むこととします。

1 実地調査の強化

これまで、都道府県労働局が不正受給防止のための実地調査等を実施してきたところですが、以下の事業所については、必ず実地調査を行うこととします。

- ① 事業主が自ら実施する事業所内訓練の実施日数が多い事業所
- ② ある程度業務量があると推察されるにもかかわらず休業の実施日数が多い事業所
- ③ 休業等を実施する一方で合理的な理由なく雇用する労働者数が増加している事業所

2 効果的な立入検査の徹底

不正が疑われる事業所については、都道府県労働局が雇用保険法第79条に基づき立入検査を行っているところですが、効果的な立入検査のノウハウを厚生労働省において収集・分析し、立入検査担当者にその成果を研修することにより、全国でより効果的な立入検査の実施を徹底します。

(※) 架空の休業や教育訓練を実施したとして虚偽の申請を行ったことなどにより、平成21年度の間に、91事業所、約7億7,186万円(平成22年3月30日に記者発表した52事業所、約1億9,350万円を含む。)を不正として処分し、悪質な事案については、刑事告発をしています。

雇用調整助成金に係る不正受給防止対策の強化

雇用調整助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を行った場合、それにかかった費用の一部を助成する制度です。

厚生労働省及び都道府県労働局では、本助成金のより一層の適正な支給に向けて、以下のような不正受給防止対策に取り組んでいます。

不正受給防止対策の強化【第1弾】

平成22年4月1日～

- ①休業等実施事業所に対する都道府県労働局による実地調査回数を増加
- ②休業等を実施した労働者の一部に対する電話ヒアリングの実施
- ③教育訓練に係る事前計画届について労働者別の記載を義務付け
- ④教育訓練実施計画の範囲内で実施日数及び対象者数が減少する場合についても変更届の提出を義務付け
- ⑤教育訓練実施後の支給申請時に個々の労働者ごとに実施を証明する書類の提出を義務付け

不正受給防止対策の強化【第2弾】

平成22年7月1日～

- ①都道府県労働局において、以下の事業所に係る実地調査を必ず実施
 - ・事業主が自ら実施する事業所内訓練の実施日数が多い事業所
 - ・ある程度業務量があると推察されるにもかかわらず休業の実施日数が多い事業所
 - ・休業等を実施する一方で合理的な理由なく雇用する労働者が増加している事業所
- ②厚生労働省において、都道府県労働局が行う立入検査のノウハウを収集・分析し、その成果を研修することにより不正受給の摘発を強化